

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和4年度 第1回 芦屋市廃棄物減量等推進審議会
日時	令和4年8月23日(火) 10:00~12:00
場所	芦屋市環境処理センター1階会議室
出席者	会長：井上 尚之 副会長：千田 眞喜子 委員：多田 直弘, 法兼 茂子, 山口 能成, 樋口 勝紀, 藤井 仁美, 岡田 圭司
事務局	大上市民生活部長, 藪田環境施設課長, 尾川市民生活部主幹, 谷野収集事業課長, 荒木環境施設課施設係長, 山城環境施設課主査, 林環境施設課課員, 廣瀬環境施設課課員
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 芦屋市ごみ処理の概要と一般廃棄物処理基本計画について
- (2) 芦屋市指定ごみ袋制度について
- (3) 芦屋市施設整備計画について
- (4) その他

2 資料

- ・資料1 芦屋市廃棄物減量等推進審議会資料
- ・資料2 芦屋市環境処理センター施設整備基本構想
- ・資料3 基本計画策定の背景と目的
- ・資料4 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会設置要綱
検討委員会委員及び事務局名簿
- ・資料5 基本計画及び策定スケジュール
- ・資料6 基本方針
- ・資料7 計画目標年次
- ・資料8 計画処理量
- ・資料9 施設規模
- ・資料10 計画ごみ質
- ・参考資料 芦屋市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)

3 審議内容

開会

(事務局 廣瀬)

本日はお忙しい中また大変暑い中、お集りいただきまして誠にありがとうございます。
ただいまから、「令和4年度 第1回芦屋市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。

私は、本日、司会進行をさせていただきます市民生活部 環境施設課の廣瀬と申します。
よろしくお願いいいたします。

本日は、第1回目の会議ですので、次第中、2内容の(3)の「会長、副会長選出」まで、事務局で進行させていただきます。

なお、市の公共施設利用ガイドラインより感染症予防の趣旨から換気が必要ですので、窓を開けたまま開催いたしますことにご了承ください。

次第(1)委嘱状交付 から(3)会長、副会長の選出 まで省略

(事務局 廣瀬)

「芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例第4条」に「委員の任期は、2年とする。」となっておりますので、任期中は、会長、副会長には2年間お願いいいたします。

また、「同審議会条例第6条」に「会長がその議長になる。」となっておりますので、ここからの進行は、井上会長にお願いいいたします。

それでは、議事の進行をよろしくお願いいいたします。

(井上会長)

議事の前に、事務局から連絡事項をお願いします。

(事務局 廣瀬)

会議の公開についての取り扱いでございますが、本市の「情報公開条例第19条」で、一定の条件の場合で出席委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。

この一定の条件とは、「同条第19条の第1号」に「非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合」、第2号に「会議を公開することにより、当会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合」と規定されております。

(井上会長)

会議の公開については、特段非公開にする理由がございませんので、公開にしたいということですが、いかがでしょうか。異議がありましたら挙手していただけますか。

(異議なし)

皆様のご理解をいただきましたので、公開で進めさせていただきます。事務局から会議録について説明をお願いします。

(事務局 廣瀬)

会議録作成のため、ＩＣレコーダで録音させていただきます。

(ＩＣレコーダ設置)

(事務局 廣瀬)

委員の皆様が発言につきましては、お名前が入った会議録として、市役所１階の行政情報コーナーと本市のホームページにより公開することになりますので、御了承ください。

また、マスク着用で御発言が聞き取りにくくなることもございますので、録音の都合上、発言の際はマイクを利用させていただきますよう、御協力をお願いいたします。

(井上会長)

次に、傍聴人について報告をお願いいたします。

(事務局 廣瀬)

傍聴の方はおられませんので、このまま進めさせていただきます。

井上会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

(井上会長)

それでは、議事に入りますが、事務局から本日の会議の成立について、報告をお願いいたします。

(事務局 廣瀬)

本日の会議は委員１０人中８人の委員の出席を得ており、委員の過半数の出席がございますので、「審議会条例第６条第２項」により、この会は成立しております。

(井上会長)

この審議会の役割や審議の進め方について、説明をお願いします。

(事務局 大上)

この審議会につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条の７におきまして、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、「廃棄物減量等審議会」を置くことが規定されておりますことから、この法律を受けまして、本市でも「芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例」により、この審議会を設けさせていただいております。

この審議会では、まず一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進、そして分別収集の実施、もう一つ、啓発活動、この３点を主に御意見をいただくこととなっております。それと一般廃棄物の基本方針に関する事項につきましては、市長の諮問に応じて御審議いただ

き、答申をいただくこととなっております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

(井上会長)

議題の、「芦屋市ごみ処理の概要と芦屋市一般廃棄物処理基本計画」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 藪田)

環境施設課の藪田でございます。私のほうから議題1の芦屋市ごみ処理の概要と一般廃棄物処理基本計画について説明させていただきます。

資料1に沿って説明させていただきます。

本市は、東が西宮市、西が神戸市に隣接しており、東西約2.5キロメートル、南北で約9.6キロメートルの細長い市となっております。人口は、約9万5,000人。そのごみにつきましては、本日来ていただいております、この環境処理センター、この1か所に集められて処理を行っています。

それでは、資料の1ページから9ページまで説明させていただきます。

まず1枚めくっていただき、ページは2ページになります。

こちらには、本日お集まりいただいております審議会の内容が書いております。先ほども説明させていただきましたが、任期は2年になります。そのページの下のほうにありますが、前期、昨年度等で主な審議内容、一般廃棄物処理基本計画を策定させていただきました。その中で、指定ごみ袋につきましても、いろいろと議論していただきまして策定することができました。それと、毎年のごみ量を基に、次年度以降の施策についても御審議していただいております。

次のページをお願いいたします。3ページになります。

当環境処理センターは、中間処理施設で、再利用できる資源は再生事業者に売却し、また、焼却した後の灰は、神戸沖の埋立て処分場で埋め立てております。

次のページをお願いします。

ごみの流れでございます。数値につきましては令和3年度実績を記載しています。この絵の中の左の上のほう、赤い屋根のあるところですが、これが令和3年度、1年間で出たごみの量です。3万2,439トン出ております。このうち、その赤い屋根のおうちから上に矢印がありますが、自治会や管理組合さんで取り組んでいます集団回収というところで2,962トン、リサイクルしていただいております。

この赤い屋根のところから右へ矢印が出ており、芦屋市環境処理センターに運ばれてくるごみというのが1年間で2万9,477トン。このうち、右へ燃やさないごみと流れていき、ペットボトル、瓶、缶、その他、小型家電や紙類を分け、下のほうに流れていき、リサイクルの工場のほうへ2,207トン搬出しております。左のほうに矢印が出ていますが、燃やす

ごみ、リサイクルできないごみにつきましては、2万5,821トンで、焼却炉でごみを燃やして灰になっております。燃えかす、灰については、年間で4,320トン、このうち4,292トンは神戸沖で埋め立てております。一部、28トンでございますが、再資源化ということで、セメントリサイクルのところでもリサイクルしております。

次のページをお願いします。

先ほどのごみの流れを簡単に絵にしたものです。数値につきましては同じく令和3年度実績となります。

次のページ、6ページです。令和3年度のごみの排出量の現状です。令和2年度と比べて、令和3年度は若干ごみの量は減っております。ここにある数値は、まず1番は1人1日当たりのごみ排出量ということで、人口で割っております。その次2番は1人1日当たりの家庭系ごみ排出量ということで、ごみの中で事業系を除いた、家庭系のごみの人口割です。

このように、令和2年度と令和3年度を比較し、さらには基本計画で掲げております、令和3年度の目標値と比較して評価したのが一番右側になります。6項目ございますが、達成できたのは3項目、そのほか3項目につきましては未達成となっております。

次のページをお願いします。

一般廃棄物処理基本計画の位置づけとなります。国や兵庫県の計画、これらに基づいて本市の一般廃棄物処理基本計画がございます。

次のページをお願いいたします。

前計画からの見直しということで、昨年度この審議会でもいろいろ議論していただき、基本計画を見直しました。その内容でございます。基本方針を5つ立て、これに沿って進めていきたいと思っております。

次のページ、9ページをお願いします。

その見直しを行いました新しい計画の基本方針でございます。5つ立てました。まず基本方針1におきましては、日常における環境意識の醸成ということで、施策例、大きな取組としましては、指定ごみ袋の導入を目指しております。基本方針2、市民参画・協働の推進ということで、住民参加でごみのごと、環境のごとを将来構想していきたいと考えております。基本方針の3、多様な主体との連携ということで、民間店舗と協力して進めていきたいと考えています。基本方針の4、排出事業者責任の徹底ということで、これまで通りといいますか、これまで以上に、事業系ごみの徹底を進めていきたいと思っております。最後に基本方針5になります。新施設の検討・構想でございます。また、後ほど説明させていただきますが、本施設、焼却施設と資源化施設の建て替えが今後、迫っておりますので、そこの検討を進めていきたいと思っております。この5つの基本方針を立てて、ごみ処理を進めていきたいと思っております。

議題1につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

(井上会長)

藪田課長、どうもありがとうございました。ただいまの藪田課長の御説明に対しまして、御質問とか御意見ございましたら挙手していただきます。では、千田さんから。

(千田副会長)

6ページのところで教えていただきたいのですが、②の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、令和2年度、令和3年度比べますと減っていますし。目標に比べて、減っているけれども、多いから未達成という考え方ということでしょうか。

(事務局 藪田)

はい、そのとおりです。令和3年度は目標値が519.8グラムでございまして、546.3グラムということで、目標値まで減らなかったということでございます。

(千田副会長)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(井上会長)

ほかに何かございますか。はい、どうぞ、藤井委員様。

(藤井委員)

すみません、同じく6ページですが、項目1と2、1人当たりのごみの排出量は目標を達成できているのに、家庭の単位になると目標達成できていないというのは、どのような計算式から来ているものなのでしょうか。

(事務局 藪田)

はい。①の1人1日当たりのごみ排出量というのは、芦屋市全体で発生したごみ、これを人口と1年間365日で割ったものでございまして、いわゆる事業所から出るごみも含まれるということになります。②につきましては、その事業所のごみを除いた、市民の生活から出るごみを人口と365日で割っています。なぜこのような達成、未達成という結果になったかといいますと、本市は事業所が少ない市でございまして、市民のごみだけで割りますと、目標が達成できていないという状況です。ですので、今後は、特に市民の生活から出る家庭系ごみの減量、こちらがやはり重要ななと思っております。

以上です。

(藤井委員)

ありがとうございます。

(井上会長)

はい、そしたら、次に岡田様。

(岡田委員)

同じく6ページですけれども、④、⑤のところで、ほかと比べて目標とかけ離れ過ぎていると思うんですが、もし何か考えられる原因等があれば、教えていただけないでしょうか。

(事務局 藪田)

はい。④と⑤ということで、集団回収量、それとリサイクル率でございます。この目標値を立てたのが平成29年の基本計画策定のときでございます。そこから令和3年、平成29年に目標を立てたときではちょっと想定していなかった、紙資源の減少、いわゆる新聞紙でありますとか雑誌、チラシが大幅に減りました。何ていうんですかね、分別が悪くなって減ったというよりも、発行部数ですね、新聞紙とか、チラシの発行部数自体が大幅に減っておりまして、分別は頑張っていたというんですけども、回収量が減ってしまったということで、リサイクル率も集団回収のほうも伸びなかったという結果になってございます。

(井上会長)

ほか何かございましたら。よろしゅうございますかね。今の御説明は9ページまで行ったんですよね、はい。9ページまで、ほか、ございませんか。

そういたしましたら、続きまして、芦屋市指定ごみ袋制度、これについて、藪田課長から説明をお願いいたします。

(事務局 藪田)

はい。それでは引き続きまして、議題の2、私のほうから説明させていただきます。

資料につきましては、先ほどの資料1の10ページからになります。

まず10ページには、指定ごみ袋制度と書かせていただいております。令和4年6月の市議会において、この指定ごみ袋制度に関する条例が可決されました。改正の内容、そこに書いてございますけれども、2の改正の内容、(1)のア、2行目ぐらいからになりますけれども、ごみステーションまたは廃棄物運搬用パイプラインに排出するときは、市長が指定する袋に収納しなければならないと。こういうことで、指定ごみ袋を規定してございます。この指定ごみ袋を使うのは、その下の(ア)燃やすごみと(イ)その他燃やさないごみ、こちらを対象としてございます。

次のページ、11ページをお願いいたします。

指定ごみ袋導入に伴う排出方法の変更ということで、本市では、12分別を行っております。燃やすごみと、紙資源につきましては4つに分かれております。それと、ペットボトル、缶、瓶、その他燃やさないごみ、粗大ごみ、一時多量ごみ、植木剪定ごみということで12分別で出していただいております。このうち、指定ごみ袋を使っていただくのは、燃やすごみとその他燃やさないごみ、こちらについて指定ごみ袋を使っていただこうと考えております。それと、事業系、事業所のごみ、それと市民の持ち込みごみにつきましては、中身の見える状態を出していただこうと考えております。

次のページをお願いします。

その指定ごみ袋導入のスケジュールと周知方法でございます。6月に市議会のほうで制度は可決しまして、それから以降、導入に向けて動いてございます。現在、8月の段階では、一番上のデザイン募集というところで指定ごみ袋のデザインを芦屋市内の在住、在勤、在学の方をお願いして募集しております。9月末までデザイン募集行っておりまして、10月にはデザインを決めたいと思っております。それから以降、業者さんとお話をいろいろさせていただいて、つくっていただく業者さんには製作のほうをしていただくということになります。

その表の下から2段目、指定ごみ袋制度の試行開始ということで、令和5年4月から順次お店のほうでも売っていただいて、使っていただこうと考えております。そこからまた約半年後の10月には本格実施ということで、ここで全ての市民の皆様に使っていただこうと考えております。

周知方法でございますが、そこにありますように、様々な方法で周知してたくさんの方に知っていただきたいと思っております。

次のページ、13ページをお願いします。

現在考えております指定ごみ袋の仕様でございます。破れにくくて環境対策を取った指定ごみ袋というのを、今考えてございます。市民アンケートでも御意見たくさんありましたが、やはり破れにくいごみ袋がいいという声が多かったもので、今のところ、袋の厚さを0.025ミリで考えてございます。種類につきましては、多数用意いたしますと値段も上がったたり、御家庭に置いておく場所もちょっと不便になりますので、芦屋の人口規模を考えまして、1種類で考えております。サイズにつきましては、45リットルと30リットル、それと小サイズと言いまして、スーパーで売られているようなレジ袋ですかね、10リットルか15リットル程度のやつ、こちら、ちょっとまだ決めかねておりますが、そういうようなサイズを用意したいと考えております。

順番ちょっとあれですけども、価格につきましては、市場価格ということで、市の手数料を上乗せしない。今までの普通のごみ袋と同様に、販売店様がコストとかを考えて値段を決めるということを考えております。環境対策としましては、CO₂の排出抑制が取れるような袋、材質を考えております。

次のページ、14ページをお願いします。

現在行っております、指定ごみ袋のデザインの募集、その概要でございます。デザイン募集の対象は、市内に在住、在学、在勤の方ということで、期間につきましては、令和4年の9月末まで募集しております。一般に広く「広報あしや」などで募集かけておりますけれども、少しでも親しみを持っていただきたいという観点もございまして、市内の公立の小中学校のほうにもお願いに上がっております。子供たちからもデザインを応募していただけたらなと思っております。一番下の選考方法でございますが、選考委員会というのを別途設置しまして、そこで応募されたデザインの中から1つ選びたいと考えてございます。

次のページ、15ページをお願いします。そのデザインを選ぶ選考方法でございます。ここにありますように、0次審査、1次審査、2次審査とございます。選考委員会で選んだ後、黄色の2次審査②というところで芦屋市内の公立の小中学生の方にも選んでいただきたいなと思っております。

最後のページ、次のページ、16ページをお願いします。

この選考委員会でございますが、構成は、今考えておりますのが、副市長、それと行政関係ですね、学校教育部長と市民生活部長。あとはデザイン・景観関係の専門家を2、3名考えております。それと、市民の代表の方として2名から5名入っていただきたいなと思っております。そこで、本日来ていただいております、審議会委員の芦屋市民の方にちょっとお願いあるんですけれども、この選考委員会の市民代表として、この審議会の芦屋市民の方から参加していただきたいなと思っております。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いします。

(井上会長)

藪田課長ありがとうございました。ただいまの、この指定ごみ袋制度に関する御説明に対しまして、何か御質問、御意見ありましたら、挙手していただきましたら。多田委員、どうぞ。

(多田委員)

娘と2人暮らしですので、どうしても、ごみ出しは私の仕事でございますので、どうしても気になる部分がございます。現在、スーパーなどで売っているものは、値段がすごいまちまちなんですね。で、メーカーもまちまちで、よく見ると、この厚さが値段に関係しております。それで、一番安いのは0.012ミリでございます。一番厚いのが0.03ミリで、これはかなり高くなります。ということで、0.025ミリであれば、我が家で使っているのが0.02ミリでございますので、丈夫さにおいてはかなり大丈夫だと思うのですが、結構ごみ袋って使うんですね。ですから、やはり値段的なものが、現在市販されているものは、ほとんど見ていますと、私もごみ捨て場見ていますと、間違いなく黒い袋を使っていますね。分厚さは先ほど申しましたようにばらばらですけど。例えば、この辺りの価格設定と

というのは、まだかなり先のことでございましょうか。

(井上会長)

藪田課長、どうぞ。

(事務局 藪田)

価格につきましては、仕様を、その袋の厚みでありますとかデザインというのは市のほうで決めさせていただくのですが、実際つくっていただくのは販売店でありますとか、製造業者のほうで、市のほうとしてはその価格は一切関与しない形になっております。ですので、少しでも安くたくさん販売しようという販売店さんのほうの工夫次第では、値段も下がったりするのかなとは思っております。

(井上会長)

よろしいですか。

藪田課長、私から、ちょっと質問あるんですけどね。先ほど言われましたけど、13ページの下から2行目で、環境対策というところですね。CO₂排出抑制の工夫（従来のごみ袋よりも10%以上の脱炭素対策を取っている）と書いてございますが、これ具体的にはどういうことをやっているんですかね、この袋。

(事務局 藪田)

我々もいろいろ調べさせてもらっているのですが、様々な方法がありまして、よく耳にするのが、バイオ、何やったかな。要はトウモロコシとか何かそういうものから。

(井上会長)

植物からつくるっていうやつですね。

(事務局 藪田)

はい。そういう形でありますとか。あとは、炭酸カルシウムだったかな、そういうものを混ぜて、焼却した際のCO₂を減らすとかいうような、様々な材質といいますか、方法はございまして、我々のほうでこれって決めるわけではなくて、結果、従来のごみ袋よりも10%以上の脱炭素対策が取れているものというのを求めていこうと考えております。

(井上会長)

ありがとうございます。ほか何かございましたら。はい、どうぞ。藤井委員。

(藤井委員)

13ページの種類が1種類とあるのですが、11ページには、指定ごみ袋、燃やすごみとその他燃やさないごみを指定ごみ袋にするとありますが、同じ袋で出すとお考えなんですか。

(事務局 藪田)

はい。出す曜日とか日にちは違うんですけども、袋としては同じ袋を使って、しっかり分別して出していただこうと考えております。

(井上会長)

藤井委員、よろしいですか。

(藤井委員)

はい。

(井上会長)

はい、樋口さん。

(樋口委員)

この4月からの移行期間ですけれども、その今、多分、市場には、ごみ袋いっぱい各家庭で持ってはるわけで。自治会でも掃除をみんなでするときに、ごみ袋を配ったり、そんなことをしているわけなんですけれども、そのごみ袋の一番外に指定ごみ袋を巻けば、指定ごみ袋の中に、その今まで使っていたごみ袋を入れて出したら、それでもいいということでしょうか。

(井上会長)

はい、藪田課長。

(事務局 藪田)

極端な話をしたら、そういう話になるんでしょうけれども。例えば、内側の袋が黒い袋で、外側だけ半透明の指定ごみ袋を使って出していただくということになりますと、何かあまりやっていることに意味がなくなってしまうので、やはり内袋につきましては、最低限、そのプライバシーの関係とかもございまして、最低限の大きさとか量にさせていただいて、できれば、この指定ごみ袋に入れて出していただくということで、二重にしていると、ちょっとそこでまた環境問題とかも出てまいりますので、この指定ごみ袋を使っていたきたいと考えております。

(井上会長)

よろしいですかね。はい、千田委員。

(千田副会長)

このCO₂の排出抑制の工夫に関しては、そのごみ袋に一言書くんですか。この袋はそういう工夫をしていますということをアピールするっていうことは考えてらっしゃいますか。

(事務局 藪田)

はい、そうですね。やはり積極的にこういう環境のために、脱炭素に向けて取り組んでいますよということで、袋のほうにも、ちょっとどれぐらいの大きさの字になるかはちょっと置いておきまして、記載していこうと思っております。

(井上会長)

よろしいですか。はい、山口委員、どうぞ。

(山口委員)

簡単な質問なんですけれども、2つありまして、指定ごみ袋を使っていないごみは基本的にはそこに置いておくという話だと多うんですけれども、その後どうするかは、各それぞれの組合、自治会でちゃんと事前に検討して処理をしてくださいという確認をどこですか。それから2番目、指定袋を使っている中に入っているものはいけないものももし見つかった場合には、どうされるのか。この2点です。

(井上会長)

藪田課長、どうぞ。

(事務局 藪田)

まず1つ目の御質問ですけれども、指定ごみ袋を使っていない場合、こちらにつきましては、本格実施が始まります10月以降につきましては、基本的には置いていきます。持って帰らないということをします。そうしないと、やっぱり持っていつてくれるじゃんとなりますと、全く意味がございませんので、そこは10月から厳しく置いていきたいと思っております。その管理されている方につきましては、これから市民説明会でありますとか、できれば自治会連合会さんとか、環境衛生協会さん、こちらに出向きまして、いろいろ説明をしていきたいなと思っておりますので、できればその場で、お話し合いさせていただきたいと思っております。

それと、指定ごみ袋は使っているけれども分別ができていない、そのごみはどうするのかとい

うことですが、基本的には分別の徹底が、これ目的の1つでございますので、分別できていないよという形で置いていこうとは思っております。ただ、最初からどれだけ厳しくいくのか。少しでも入っていたらもう置いていくのか、ちょっと目に余るものだけを置いていくのか、そこら辺の取扱いについては、その4月以降の移行期間、この辺の状況なんかも見ながら、またいろんな御意見なんかもお聞かせさせてもらいながら進めていきたいと思っております。

以上です。

(井上会長)

山口委員、よろしいですか。

(山口委員)

ちょっと考えさせてください。

(井上会長)

はい、どうぞ。

(事務局 谷野)

収集事業課長の谷野でございます。

御心配、ごもっともと考えております。ただ、やはり藪田課長が言いましたように、今回の目的というのは、適切な分別をさらなる推進をしていこうということで半透明型のごみ袋を導入するわけですから、この移行期の中で我々もどれだけ市民に浸透させる広報を展開していくのかというのが本当に最重要課題になってくるかなと思っております。特に令和5年4月に施行されて、経過措置期間が半年間ございますから、この中でどれだけ集中的に、これがまず1点。それと、10月に実施して、残りの年度で考えたときに、3月までに、いわゆる不適切な排出があった場合には、場合によっては写真を撮って広報紙に載せる、あるいはホームページに載せるということを積極的にしていかなければ、いずれにしても、初めが肝心ですので、これは警戒をせざるを得ないと考えています。したがって、そういう場合の指定ごみ袋を使ってないごみ袋に対する啓発、それと分別で不十分でない場合の啓発。これはまず、ごみ袋に対しての今も同じなんですが、啓発シールを貼って、そのままにします。そこから、ある程度のモニタリングはこちら側が行います。ほとんど出された方がもう回収してはります。回収している、件数で言うとね。その引き上げていただいている中には、地域の方、ごみステーションの管理をされている方もございますので、そういった方々の地域住民さんの協力もあって、次に出してもらっているというところもありますので、今後そういった部分も他市事例も参考にしながら、不適切な排出があった場合については、モニタリング方法というのは、もう少し吟味をしていきたいな

と考えています。

以上です。

(井上会長)

法兼さん。

(法兼委員)

すみません、先ほどね、不適切なごみがあったら置いていきますということなんですけれども、うちの自治会にステーション、ステーションがあるんですけれども、何人かで管理はしているんですけれども、やはりちゃんと出さない方がおられたりとかして、持っていかけてくださらないごみがあるんですけれども、その出した方がきちんと持って帰って回収をしているのではなくて、そのステーションの御近所の方ですね、管理してくださっている方、お掃除をしてくださっている方が、結局は自宅に持って帰って、またきっちりとした本来の回収日に出してくださっているというのが現状です。

あと、すみません、もう一つ質問なんですけれども、樋口さん、先ほどおっしゃったような、ごみ出しのルールにちょっと戻るんですけれども。我が家なんかですと、お台所のごみとお部屋で出るごみというのが、それぞれ市販の何ていうの、レジ袋に入れて、そこに入れて、それから45リットルのごみ袋に入れて出しているんですけれども、先ほどおっしゃったように、中に指定ごみ袋以外のごみ袋が入っていると駄目ですよということですよ、それぞれの小さな小袋ですね、それも指定ごみ袋を使わないと持って行っていただけないということになるのでしょうか。

(井上会長)

はい、藪田課長。

(事務局 藪田)

指定ごみ袋の中身、先ほどもおっしゃっていただいた、レジ袋なんか、いわゆる内袋と我々は呼んでいるんですけれども、内袋につきましては、指定ごみ袋を使わなくても、物によっては中身が見えるとちょっと困るというものもございますので、小さな黒いごみ袋でありますとか、レジ袋でありますとか、そういうものを入れていただいても構わないなとは思っております。ただ、しっかりと分別のほうはしていただくというのが前提でございます。

以上です。

(井上会長)

いいですか。

(法兼委員)

はい。

(井上会長)

はい、多田委員、どうぞ。

(多田委員)

何かを始めるときに不安というのは必ずあると思うんですけど、日本人、2000年の歴史を遡ってみますと、99%までが普通の人なんです。今もそうです。今回、コロナでも分かったと思うんですけど、99%までは普通の方で、ごみを減らしましょう、ごみを分別しましょう、外から見えるようにしましょうって言えば、99%の方はそうですねってなるんです。じゃあ、あとの1%をどうするかなんですけど。今回のマスクのことも見たら分かるように、周りが圧力をかければ直ります。ですから、意外とね、物事って始める前の心配ってね、やってみたら、ああ、何だ、簡単にできたじゃないかということが多いんです。

ですから、申し訳ないですけど、そういうルールに従えない人には、やはり同調圧力で、これをしっかりとかけてください。芦屋はね、やっぱり全国的に見ても、きれいな町ですよ。そんなね、0.0何%の人たちのためにね、我々が苦勞することはないです。はい、すみません。

(井上会長)

ありがとうございました。あのね、法兼さん、自治会にね、入ってない方もおられますよね。最近、多いですよ。そういう方はどうされているんですか。自治会に入っていない。しかし、出しますよね、ごみは。

(法兼委員)

もうごみステーションのお当番は決まっているので、お勤めされている方は無理なので、おうちにいる方で順番にしてあげている。ごみ、誰が出したか分からないので、それでお当番の方とか近所の方が持って帰ってまた出している。うちなんかもそうなんですけども、持って帰って。だから、たまにあるんですけどね。誰が出したか分からないということだったら、みんな、おうちに持って帰って、また。

(井上会長)

そのお当番の人が？

(法兼委員)

私だったりとか、お当番の人が。

(井上会長)

ああ。なら、お当番の方が、非自治会員であったとしても持ち帰るんですか。

(法兼委員)

そうです。

(井上会長)

そういう形になっている。

(法兼委員)

そうです。

(井上会長)

ああ、そういうことですか。

(法兼委員)

誰がって分からないのでね、仕方がない。

(井上委員)

分かりました。藪田課長、結構ね、自治会に入っていない人も多いでしょう。そしたら、このごみ部分の、広報ですよ、自治会通してやるのはいいんですけども、入っていない方もおられるんですよ。そういう場合、そういう方に対しては、どういうふうに広報されるわけですか。

(事務局 藪田)

資料の12ページの下の方に、その周知方法というのが書いてございますけれども。例えば左から2つ目の各種団体への説明というのが、自治会連合会さんであったり、環境衛生協会さんであったり、様々な団体さんへの説明をしていこうと考えておりますが。御質問あったように、自治会入っていない方に対して、どうするのだということですが、例えば、その一番左の集会所での説明会、こちら自治会入ってなくても参加していただきたいと思っておりますし、そのほかにもSNSであったり、ごみハンドブックというのを全戸配布しようと考えておりますし。毎月全戸配布しております「広報あしや」というものも使おうと思っております。あと、今もやっておりますが、市内の掲示板に貼って回ったりと

か、様々な方法で自治会に入っておられない方にもしっかりと伝わるように取り組んでいきたいと考えております。

(井上会長)

ありがとうございました。ほか何かございますか。はい、山口さん。

(山口委員)

11ページに、その他燃やさないごみの中に、スプレー缶と卓上ボンベ、あともう一つ、個人的には電池というのがある。ほとんど毎日、パッカー車か、ごみ処理センターで火事が起きているんですね。非常に、今、日本全国、私、新聞をずっと見ていますけど、火事があったというのは非常に多いです。そのために、これはやっぱり何か手を打たないと、芦屋市も2、3回火事がありましたけども、指定袋に全部これを一括して入れると、やはり何か問題が起こるような気がするんです。ですから、何か工夫して、このスプレー缶とか卓上ボンベは、どうしたらいいのかですね。僕は別途、指定袋に入れて、こういうのは出した方がいいなと、ごちゃ混ぜに全部すると、中でどうなっているか分かりませんので、何か1つ工夫を市のほうでされるか、啓蒙活動の中で徹底的にこれをビデオか何かで、火事になった部分を見せるとか、何か工夫が必要かなと私は思っています。

(井上会長)

はい、藪田課長、どうぞ。

(事務局 藪田)

今おっしゃっていただいたように、スプレー缶とか卓上ボンベ、最近はやっぱりリチウムイオン電池とか、火災が多く発生しています。まだ本市のほうではニュースに取り上げられる大きな火事はないんですけども、パッカー車が燃えたりというのは実際起きております。ですので、現時点でのこういうスプレー缶とか卓上ボンベ、危ないのでごちゃ混ぜに入れずに別の袋に入れて出してくださいというふうにお知らせしております。今後、その指定袋を導入して、いろいろ説明させていただきますけれども、そのときにもやっぱりこういう危険なごみにつきましては、併せていろいろお知らせして協力していただきたいと思っております。

以上です。

(井上会長)

あつ、どうぞ、はい。

(事務局 谷野)

山口委員御指摘のとおり、スプレー缶による火災は、芦屋市においては平成30年度、直近で言いますと、3回立て続けに起きました。このときは、うちが持っていますパッカー車両が廃車になっています。そういった関係からも、私ども収集に当たっても、スプレー缶回収はかなり気をつけています。やはり中身も確認をしますし。中身の残っている場合が確認できたときには、先ほど御案内のとおり、啓発シールを貼って置いています。それと、やはり危険視されるのは、今、御案内のとおり乾電池、スプレー缶、小型家電に加えて、刃物です。こういったものもございますために、場合によっては、パッカー車の荷台部分に入れずに別のかごに入れる、あるいは、小さいものであれば、運転車両の同乗者の足元に置くと。こういった形で工夫をしていますもんですから、これも引き続き、指定ごみ袋の小袋サイズ、これの御案内も含めて啓発できればなど考えております。

以上です。

(井上委員)

すみません、今のお話では、谷野課長、そういう刃物とかね、燃えるスプレー缶とかね、そういうのは、小袋に、この小さい袋に入れてもらうという話ですか。それでよろしいですか、そういう理解で。

(事務局 谷野)

出し方とはそれぞれ種々様々だと認識しています。ただ、こちらから事故防止、けが防止の観点からは、そういう形でのお勧めをしていきたいと考えています。現時点でも電池は小袋、スプレー缶は別にといい案内は今も現状してございますので、これも指定ごみ袋の実施に合わせて、引き続き啓発していければと考えております。刃物も同じです。

(井上会長)

だから指定、そのごみ袋の小さい袋を買って、そこに入れてちょうだいと、そういう話をしていきたいと、そういうことですか。

(事務局 谷野)

そうしていく考えです。はい。

(井上会長)

はい、分かりました。ほか、何かございますか。はい。

(藤井委員)

吹田市だったら、多分危ないのはかごに入れて、中見えるようにして、集めるときに、ちゃんと見て、集めておられるんです。スプレー缶だったら爆発も多分あるので、集める

人、すごく危ないと思うので、小袋でする場合、袋の口を縛らずに、そのまま中見えるようにして置いてもらうようにとこししないと、集める人が危ないかなと思うんですけど、その辺はどう考えてらっしゃるのでしょうか。

(事務局 谷野)

まず回収するには、袋を縛ってもらわないと収集に支障をきたすというのは、事実ございます。なので、現状でも、スプレー缶排出に際しては、ちゃんと使い切ってくださいというようなことも基本中の基本なんですよね。したがって、我々が収集するときにスプレー缶、確認します。コンコンってやります。それで中身使い切っているかどうかというのを全部確認しますので、空であれば大体分かります、我々も慣れてきていますので、で、刃物系、鋭利なものについても、割れものであるとか、危険であるとか、そういったことを表示して出してくださいというふうにしています。

今、現状危ないのは、黒ビニールだから中身が見えないです。これが指定ごみ袋で透明になれば、収集の時点で分かりますんで、パッカー車に格納するときに、一定気をつけることの実現が可能ですから、これはかなり期待しているというところです。

以上です。

(藤井委員)

ありがとうございました。

(井上会長)

樋口委員、どうぞ。

(樋口委員)

ちょっと西宮にいる友人から、これもらってきたんですけども、こういうことも考えられているのでしょうか。これは令和4年4月1日から、指定ごみ袋での収集が始まりますというのを、2月か3月に各戸配布しているんですよ。その中に、市民の皆様にとって重要なごみ減量についてのお知らせというのも紙に入れて、こういうことも今から考えられているのでしょうか。

(井上会長)

はい、どうぞ。

(事務局 藪田)

私ども同じものをちょっといただいております、西宮市さんのほうでも少し先行で指定ごみ袋、導入されております、本市でも、当然西宮市さんのほうへ伺って、いろいろ

参考にさせていただいたり、いろんなお話聞かせていただいたりしています。その中で、今、樋口委員のほうから紹介していただいた、ああいう封筒に指定ごみ袋が入って、チラシが入った各戸配布というのは非常に有効ですよというような御意見も西宮市さんのほうからお聞きしております。本市で同じようなことができるかというのは、ちょっとまだ不明なところあるんですけど、少しでも広まるように、分かりやすい周知をしていきたいなと考えております。

(井上会長)

はい、どうぞ、樋口さん。

(樋口委員)

もう一つ、多分、来年の10月以降は、スーパーとかの売り場に今置かれているごみ袋というのはなくなるのでしょうか。それもあるの、甲南山手のところの大きい商業施設では、神戸市の指定ごみ袋はずっと並んでいて、芦屋の人は買いませんわね、もちろん。ああいう状態になるように、その話をしていくわけですか。

(井上会長)

はい、どうぞ。

(事務局 藪田)

そうですね。我々のほうから芦屋市内でありますとか、その近隣の販売店のほうには、お店に置いていただきたいというような協力の要請というのはしていこうと考えております。ただ、どういう袋をお店で販売するかというのは、最終的にはお店のほうで決めることになるんですけども、お店のほうも結局、消費者、買い物に来てくれるお客さんが、例えば、こんな袋、やっぱり要望が多いとなると、そういう袋を置くでしょうし、こういう袋売れないねとなると置かなくなったりもするでしょうし。それはやっぱり消費者の、どれだけ需要があるかによって変わってくると思うんですけども。ただ、今、売られている、例えば黒いごみ袋が途端になくなるのかということ、そうではないのかなと、ちょっと思ったりもしてまして。今回、指定ごみ袋を指定するのが、燃やすごみと、その他燃やさないごみとなっております、それ以外のごみ、例えば缶でありますとか、ペットボトル、瓶、こちらは今までどおりの袋でとなっておりますので、やはり指定ごみ袋ばかりではないので、今までの袋も需要があれば店先に置いてくれるのかなとは思っております。それと、特に市境なんかですと神戸市の袋が置いていたり、芦屋市の袋が置いていたりというのを、両方置いているお店もあつたりするんじゃないかなというのも思っております。

以上です。

(井上会長)

樋口さん、どうぞ。

(樋口委員)

環境衛生協会としましては、その来年の5月のわがまちクリーン作戦のときに、今現在、昔は芦屋川にみんな集まって全員で掃除ということをしていたんですけども、コロナでそういうことができにくくなって、代替としまして、各町自治会単位で期間を決めて、その町内の清掃をしてくださいと。結果報告いただいたら、ごみ袋を100枚ぐらいのものをお渡ししますということをもって、クリーン作戦をしております。それを来年の5月もその予定でいくことになっているんですけど、そのごみ袋を、この指定ごみ袋等も配るといふふうな考え方でおるんですけども、その値段ですよ。環境衛生協会がそれを一旦買わないといけないのか。市である程度ちゃんと、そういう普及のためのものとして用意していただけるのか。ちょっとまたそれも、今でなくてもいいんですけども、ちょっと考えていただきたいのと。

それと、やっぱり最終的には自治会にしわ寄せ来る可能性が高いので、自治連合会には、ちょっとちゃんと説明をしっかりとさせていただいたほうがいいと思いますね。何か言われると、自治会長があと始末をしないといけないのではないかって思う人、多分いてはりますので、そういうふうなことを思っております。

以上です。

(井上会長)

はい、藤井委員。

(藤井委員)

すみません、スーパーの店長として、現状、はい。芦屋の、浜芦屋、呉川町にある店舗なんですけれども、西宮市さんがごみ袋を導入したときに、うちにも西宮市さんのごみ袋のコーナーをつくりました。ほぼほぼ西宮市さんのお客さんは来ないんですけども、やっぱり隣接している店舗だということで置きました。でも、それを置くためには、そこに置いてあったごみ袋をやめないと場所ができないので、人気のあったごみ袋を幾つか撤去しました。そうすると、やっぱりそれが欲しいという方、芦屋で使っているから欲しいという方もいらっしゃるんですけども、やっぱり環境の形で、西宮市さんの広報の周知のお手伝いという形でうちにも置かせていただいているんですね。であれば、今度、芦屋市さんが導入したときに、西宮市さんの袋をのけて芦屋市さんの袋を置くのか。また、ほかの黒いごみ袋をのけて芦屋市さんのコーナーをつくるのかっていうところはやはり店舗ごとの判断にはなってくるんですけども、私個人の考えとしては、やっぱりこの周知徹

底、12ページの周知方法ですけれども、最終的には、ごみ袋を買う段階で、市民の皆さんが、あっ、このごみ袋を買わないといけないのねという形になると思うので、一番周知徹底できるのが販売しているところではないかと思うんですね。なので、もうその時点で、芦屋市のごみ袋コーナーというのを分かるように、また、パンフレットとか一緒に置いたり、動画を置いたり、こんな小さなタブレットでもいいと思うんですけども。そういうことをすることによって、やっぱり最終的な周知ができるし。芦屋市さんがもう黒のごみ袋を使わせたくないんだということであれば、うちとしてはもう黒のごみ袋は置きませんという判断を私はしようと思うんですね。なので、販売する側としては、やっぱり市民の方が必要なものをそのお店で置くというのが最大の目的になりますので、そこは何とかできる場所かと思っております。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。今の藤井委員に何かコメントございますか、いいですか。はい。藪田課長。

(事務局 藪田)

そうですね、やっぱり販売店さんの協力がないと、なかなかこれうまいこと進まないのかなと思っておりますので、ぜひとも協力していただきたいと思っております。

(事務局 大上)

私もよろしいですか。

(井上会長)

はい、大上さん。

(事務局 大上)

本当に先ほど来、貴重で、かつ、的確な御質問、御意見、そして御提言をありがとうございます。この審議会の皆さんに、それぞれのお立場からの御意見を頂戴したかったのはまさしくそういうところでして、最初に口火を切っていただいた、山口委員がおっしゃった周知啓発、やっぱり管理組合さんとか自治会さんにもきちんとねというお話もありました。

実はお話の中でもありましたが、幾つか、まだまだ現状でもお伝えしたいことが届かなかったり、御存じいただけていなかったり、知っているけれど守られてなかったりと、いろいろあると思っております、少なくとも危険物の取扱いですとか、一般のごみステーション、そしてパイプライン地域の皆様へのお願い事であったり、いろんな決め事、詰めていかなければいけないことたくさんございます。少なくとも新たなことというよりも、

現状でもいろいろな周知啓発と地域の皆様の御協力もいただきながらやっていることを、さらにしっかりと徹底しようということが趣旨ですので、あらゆる方法で周知啓発していきたいというものの中には、新たなことだけではなくて、今の御質問へお答え申し上げたとおり、これまでもそういうお願い事をしてきたけれども、それが届いてないようなところにつきましても、含めてお伝えしていくことを考えております。

つまり、ごみというのは、お一人お一人の出される方の責任と、行政のほうは決めたところに決めたルールで出していただいたら、しっかりと責任として収集し処理しますよと、そういう基本のところから、少なくとも管理組合様とか、自治会様の責任という意味のお手数をかけるための周知ではなくて、そこはもうごみを出される方々と、その1つのごみステーションを使っておられる方々で管理してくださいという、ルールの再周知ですか、お守りいただけない方の行いによっては周りの方が困りますよ、困っておられますよというようなことの再周知ですか。

その中で、多田委員にもいただいたように、犯罪と一緒にですね、ルール違反しにくくなるというような機運と状況を作っていきたい。そのためには、行政の責任としては、来年の10月から、本格実施しますよ、指定ごみ袋に変わりますよという、そのこと自体を知らなかったわという市民の方がおられたら、それはもう行政の責任としていけませんので、守っていただくことももちろんですが、指定ごみ袋に変わりますよ、これを出していただかないと置いていきますよという、まずはそのところをあらゆる手を使ってお知らせしていきたいということです。

例えば、樋口委員からいただいた、西宮市でこういういい例があったよ。個別に本当の見本の袋、市の予算で買ってでも配布するのはいいことだと思うよというような、そういうような御意見もぜひいただきたい。

その他、コープ様の藤井委員のほうからは、こういう予定、想定もしているよというような御協力の御意見もいただいたことなど、今日いただいている御意見でもって、例えば市のほうでも、何かの景品にこれからは指定ごみ袋をお配りしますみたいなこともできるかも分かりません。そのためにも市でもそういう予算を取らないといけませんので、こういうふうな方法があるよというような御意見も、ぜひ、こういう場でいただけたら背中を押していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

(井上会長)

大上部長、ありがとうございました。

それでは、先ほど事務局から御説明がありましたように、指定ごみ袋の、デザイン選考委員会の市民委員としてね、この審議会から最低でも2名、御参加いただきたいと考えております。立候補していただける方いらっしゃいますでしょうかね。もちろん全員立候補していただけるのであれば、それは可能です。ちょっと手挙げていただけますかね。この

ごみ袋デザイン選考委員会の市民委員としてやってみようという方おられましたら、ちょっと挙手願えますか。

(多田委員)

僕はいいです。

(井上会長)

ああ、多田委員ね。はい。最低ね、2人要るとのことなんですけどね。

(事務局 藪田)

ぜひ、お願い申し上げます。

(井上会長)

樋口さん、やっていただけるの？えっ？

(樋口委員)

させていただきます。

(井上会長)

そうですか。で、法兼様。

(法兼委員)

一緒に？一緒に？

(井上会長)

やっていただけますか。はい。山口委員どうですか。

(山口委員)

僕はデザインしたいほうなんです。だから出せない。

(井上会長)

ああ、したい。デザインしたいんでしょう。描きたい。

(山口委員)

したい、そうそう。

(井上会長)

ああ、そうか、そういうこと。だから応募したいということね。

(山口委員)

応募したいんです。

(井上会長)

ああ、そっちのほうね、それは分かりました。はい。そういたしますと、多田委員と、樋口委員と、法兼委員にやっていただくということでいいですかね。市民の代表ということで、岡田さんと藤井さんは対象外なんです。従いまして、法兼様と、多田様と、樋口様に、その選考委員ですね、デザインの選考委員をやっていただくと。そして、山口委員は逆に出すほうですよ。出していただくということで、はい、よろしくお願いします。

何かありますか。はい、どうぞ。

(事務局 藪田)

はい、ありがとうございます。また、後ほど、後日になりますけれども、詳しいお話しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(井上会長)

そしたら、今、言っていただきました3人の委員の皆様、ごみ袋デザイン選考委員会に出していただくということで、この審議会では、推薦させていただくということでよろしいですかね。異議がなかったら、ちょっと拍手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。そういたしましたら、続きまして、芦屋市施設整備計画について、今度は尾川さんからお話いただくということです。

(事務局 尾川)

環境施設課、尾川です。よろしくお願いします。

芦屋市の環境処理センターの施設整備についてということで、お話しさせていただきます。

資料としましてはこのクリップ止めのものになります。これ、あるでしょうか。よろしいでしょうか。これに沿って説明させていただきます。

まず1番の、これまでの経過及び今年度の取組というところです。焼却及び資源化の施設は老朽化が進んでいまして、将来にわたって、ごみの適正・安定処理を継続するために、新たな施設整備に係る取組を進めております。今、皆様がいらっしゃる、ここ、焼却炉なんですけれども、この焼却炉も平成8年に稼働しまして、かなりの年数がたっております。資源化施設というのが、ちょうど、この東側の旧の焼却炉を利用してやっているの

ですが、そこに関しましてはもっと古い施設になりますので、両方ともかなりの老朽化が進んでいまして、建て替えをしていかないといけないというような流れになっております。

令和3年度、去年にこの施設整備の基本的な考え方や方向性というのを取りまとめる基本構想というのをまとめさせていただいております。これについても、この審議会であるとか、あと地元住民さんとの環境処理センター運営協議会という会議があるんですけども、ここからも御意見いただいて、策定を完了させていただいております。

資料2をお願いします。

A3の横の分ですけれども、これが去年まとめさせていただいた、基本構想の概要版という形になります。

まず1番の基本構想の策定の背景と目的という形で、2段落目、施設は老朽化が進んでおり、新たにごみ処理施設の整備を図っていく必要があります、近年では、廃棄物の処理機能に加えエネルギーの利活用や環境学習など、地域に新たな価値を創出することが重要となっており、循環型社会形成に寄与し、市民に親しまれ地域貢献する整備が求められ、また、カーボンニュートラル宣言等にも沿った取組を進める必要があります。このようなこともあって、基本的な考え方や方向性を取りまとめることを目的としましたという形になります。

いわゆる嫌悪施設である焼却炉を建て替えるだけではなくて、今、近年、国のほうから言われているのは、建て替えだけではなく、そのエネルギーの利活用とか、環境学習、あと、地域に新たな価値を創出していく。例えば、広場があつて、ごみの持ち寄りステーションがあるとかという形で、その地域に新たな地域貢献できるような整備、これが求められております。また、近年言われておりますカーボンニュートラル、こういうような形に沿った取組というのも今考えられております。

次、このA3の2番目ですけれども、施設整備の基本方針ということで、目標を3つ、地球温暖化対策、循環型社会の形成、環境保全、これの3つを設定しております。

さっき言いましたように、3番目、多面的価値の創出、これはあくまでもイメージという形なんですけれども、焼却エネルギーを発電や温水に利用、また環境学習、また、市民の憩い・集いのスペースなどとして整理しております。

次に、4番目、整備用地ですけれども、新しい焼却炉を建てるまでは、今、ここの焼却施設というのは運転しなければいけませんので、ここは潰すことはできません。ということで、この東部分ですね、焼却施設とパイプライン施設を除いた東部分、ここの黒い網かけの部分、ここが整備用地という形になります。

5番目、事業スケジュールということで、この基本構想の中では、資源化施設、缶とか瓶とかペットボトル、これは令和9年度、焼却施設につきましては、令和15年度に稼働を開始する案として取りまとめをしております。

続きまして、またさらにクリップ止めされている資料に関しましては、その基本構想の

本編、まとめた本編になります。

これの表紙をちょっとめくっていただいて、目次を見ていただきたいと思いますけれども、2番目、ごみ処理の現状に関する整理、3番ごみ処理技術の動向、4番エネルギーの利活用、次のページの5番、多面的価値に関する調査、こういうものを行って、さらに9番目、計画処理量・施設規模、次のページの計画ごみ質、これの検討を行って、数字等の算定も行っております。

レジュメのほうにちょっと戻っていただいて、今年度、令和4年度からは3か年かけまして、この基本構想に基づいて、もっと具体的な詳細検討を行って、整備事業の実施に向け決定すべき事項を明確にすることを目的としまして、施設整備の基本計画の策定を考えております。この基本計画の策定の中でも、随時、審議会において説明をさせていただいて、いろんな意見をいただき、反映をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料3をお願いします。

令和4年度から3か年かけてやります基本計画、これの策定の背景と目的となります。これまでの説明と一部重複しますが、2段落目の、しかしながら以降ですね、基本構想で、4段落目には、処理基本計画に関する事、次の段落で、芦屋市ゼロカーボンシティ表明、そして、本年4月、令和4年4月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチックの資源の分別収集・リサイクル推進への対応など、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていくという背景を整理しております。

裏面、資料3の裏面に関しましては、このプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、これの概要を書いています。製品プラ、西宮市さんとかでも今やっています、容器包装プラスチックだけではなくて、製品プラですね。例えば、プラスチックのハンガーであるとか、おもちゃ、衣装ケース、こういうのも分別収集することが求められております。

これらの状況も踏まえて具体的な詳細検討を行いまして、整備事業の実施に向けて、決定すべき事項、これを明確にしていくことを目的としております。

項番2ですけれども、基本計画策定の進め方ということで、記載の検討委員会を新たに設置し検討を進めております。基本構想策定時と同様、当審議会から意見・助言いただきたいと考えております。

続きましては、資料4です。

資料4ですけれども、この委員会の設置要綱、その3ページ目ですかね、ここにメンバーですね、委員及び事務局の名簿を載せさせていただいています。学識の方2人来ていただいて、あとは、また、各、芦屋市自治会連合会からの推薦の方、芦屋浜自治連合会からの推薦の方、あと、市民公募の方、あと、芦屋市の技監、部長2人という形で構成されております。事務局に関しましては、環境施設課と収集事業課のほうでやらせていただいております。

項番3、基本計画及び策定スケジュールということで、先ほど見ていただいた、基本構

想の目次の項目に、施設・公害防止・環境等に関する項目を加えて、具体的な詳細検討を行っていきます。

それでは資料5をお願いします。

基本計画の策定を見つつ、基本計画及び策定のスケジュールということで、1番、まず基本計画とは、基本構想を踏まえつつ、各施設の基本的な仕様や配置を検討し、取りまとめるという形になります。

次の2が、その項目や検討内容となります。基本構想の項目と同じものもあるんですけども、さらに詳細にわたって検討を進めていきます。

(1)基本方針、(2)計画目標年次、これをはじめ、6番、施設計画では、処理フローや主要設備方式等の具体的な検討、次のページの8の土木建築、13多面的価値の創出など、計15項目、これについて検討をしていきます。

その次の3番、策定スケジュールということで、令和4年度から令和6年度までの3か年を予定しておりまして、進捗に応じてこの審議会、廃棄物減量等推進審議会に説明させていただいて、御意見をいただく形でお願いいたします。

その次のA3ですが、これがこの基本計画の策定スケジュールになります。左の欄のところ項目(1)から(15)まで、先ほど説明させていただいたように、15項目、これについて、各年度、これの主要検討事項を設定し、予定を棒線で示しております。

特に令和4年度に関しましては、プラスチック資源への対応、分別収集の実施の有無による検討。2番目として、処理方式、特に焼却施設の処理方式の比較検討。3番目として、別棟・合棟、焼却と資源化施設を別のところで配置、あるいは両施設を一体化した合棟での配置についてと考えております。

このA3の横の表にありますように、基本計画、この令和4年度に関しましては、この3つ、プラスチック資源への対応、処理方式、3番の別棟・合棟。プラスチック資源に関しましては、芦屋市では、今、現状、プラスチックの分別をしております。新しい施設を造るに当たって、これをどうするのか。やっていくのか、いかないのか。もちろん、今、国の流れというのは、先ほど法律、プラ新法と言われるものですね、ありましたように、基本的には分別をなささいという形になっております。これをすることによって、いろんなメリット、デメリットというのがございます。それに関しましても、この基本計画の中で、特に令和4年度で、しっかりある程度方向性をまとめていきたいなと思っております。それで、この審議会でも色々けんけんがくがくやっていただいて、取りまとめのほう、令和4年度、令和5年度、令和6年度、この3か年でやりまして、最終決定という形でやっていきたいなと思っております。

2番目の処理方式については、今、ここの焼却炉に関しましては、ストーカー式という形で焼却をしているんですけど、それをどういう形でごみを焼いていくのかというところですね、そこも決めていくと。

3番目のこの別棟・合棟というのは、今、うちは、焼却施設はここにあります。資源化

施設は別の棟にあります。ただ、今回整備するに当たって、面積が狭いという状況を踏まえ、例えば、焼却炉とその資源化施設を1つの建物にしていまいますと、例えば、持ち込み、持ってくるステージですね、ステージを共有できるとか、いろんな共有部分というのができますので、面積が少なくできます。その分、先ほど言いましたように、市民の皆さんへの多面的価値の創出の面積が広く取れるというような観点からは、合棟の方がメリットがあります。それに対して別棟の場合でありますと、今の空き地の部分に新しい資源化施設を造って、そこで処理を始める。その後、今の資源化施設を潰す。そこに新たに焼却施設を建てる。となると、要するに処理ができない空白期間がありません。ただ、合棟にしますと、面積的に今の資源化施設を全部潰さなければならない。潰して建設する間というのは、その缶とか瓶とかペットボトルの処理を他に任せなきゃいけない。そういう形で、いろんなメリット、デメリットございます。その辺も踏まえて、この3項目、プラスチック資源への対応、処理方式、別棟・合棟、これについて、いろいろ検討していきたいなと思っております。

項番4の検討状況としましては、第1回基本計画検討委員会を8月4日に開催させていただいております。先ほどの資料2から5とともに、以下の5項目、これについての検討も行っております。

資料6ですね、基本方針。これは先ほど説明させてもらったように、基本構想でまとめた方針なんですけれども、1の3段落目、基本構想において、設定した目標及び方向性を踏襲することとします。なお、今後の検討過程で社会情勢の変化に応じて、適時、見直しを行うこととしています。

資料6の次のページ、多面的価値について、今ここでいろいろ焼却エネルギーを発電温水に利用、環境学習、資源ごみ持ち寄りステーション、環境に優しい素材とユニバーサルデザインとか、太陽光発電だとか。その他としまして、市民の憩い・集いのスペース、健康増進機能、屋外芝生広場での展示、映像等の設備による環境学習。焼却エネルギーの地域還元、電気自動車充電設備だとか。災害廃棄物の仮置き場、防災トイレなどいろいろ意見がございました。このように、当審議会をはじめ、地元の方の意見もいただきながら、検討を進めたいと考えております。

その次のこのA3、これは基本構想策定時の意見をまとめたものでありまして、施設が果たす役割とともに、多面的価値との関連、これを示したものになります。

続きまして、資料7計画目標年次をお願いします。

1行目ですけれども、計画目標年次は、廃棄物処理施設の国庫補助金の交付要綱の取扱いにおいて、施設の稼働予定年度の7年後を超えない範囲内で、将来予測の確度、その他を勘案して定めた年度とすることを参考として設定します。

これから、芦屋市におきましても人口が減りまして、かつ、この廃棄物減量等推進審議会でも進めていただいているように、ごみの減量化というのが進んでいくと、どんどんごみは減っていくという形になります。それに関しまして、要するに、これから建てる施設

の大きさを決めるに当たりまして、建ててから7年後までの間で一番大きい、一番ごみが多いとき、これを狙って能力を決めております。

その計画処理対象ごみ量が最大となるのは、新資源化施設の資源系は、稼働開始年度の令和9年度が最大となります。粗大ごみは、稼働開始から5年目の令和13年度、新ごみ焼却施設、焼却炉のほうは、稼働開始予定の令和15年度、このときに一番ごみが多くなるので、ここの能力を焼却炉の能力という形で考えております。

なお、今後の検討とかメーカーへのアンケートというのも予定しておりまして、その結果も含めて決定します。

次のページは、想定スケジュールとしまして、基本構想のときと同じような内容になっています。

各施設の欄の5つ目の項目、施設整備基本計画策定は、資源化施設は令和4年度、焼却施設は令和6年度、各々での着手と記載していたのですが、現時点では一括して同時に検討・策定をすることで進めています。先ほどの説明の繰り返しとなりますが、令和4、5、6年で焼却のほうも、資源化のほうも、基本計画を策定していこうと思っております。

続きまして、資料8をお願いします。

計画処理量というのは、プラスチック、先ほどから説明していますように、プラスチックを分別するかどうか、これによって、この量が異なるため、2つのケースを作成しております。する場合、しない場合で、ごみ量もちろん変わります。

ということで、ケース1に関しましては現状と同じ、プラスチックを焼却する場合のもので、(1)は資源化施設の処理対象となるごみ量。2番は、受入・貯留ヤード置き場の関係。次の3番は、焼却施設の対象となるごみ。続く資料というのは、参考として、ごみ処理の流れという形になります。

次、5ページですが、これはケース2として、プラを分別した場合、プラスチックを分別した場合の、その計画処理量になります。

回収開始というのは、焼却施設稼働の令和15年度からプラの回収が始まるという想定をしております。回収量というのは、プラの排出状況調査、これは、今燃やすごみに占めるプラの割合が約15%。この割合はいろんな地域のごみを搾取して計算をしております。

表4の上から5行目にプラ製品廃棄物として、年間1,132トン想定をしまして、表5の受入・貯留ヤードも同様に設定しております。プラを分別するということは、貯留ヤード、仮置きをする貯留ヤードが必要になってきます。プラはかさが高いものになりますので、あと軽いものになりますので、どうしてもやっぱり屋根とかがないと飛んでいってしまうと。いわゆる、そういうような面積も必要になってきます。もちろん、プラを圧縮する設備を置く面積、それプラス、その貯留ヤード、その面積が必要になってきます。

3番目のごみ処理施設に係る燃やすごみの量は、ケース1の量から、この1,132トンをマイナスした値となっています。

次ですけれども、参考として、プラ分別収集の有無に係る温室効果ガス排出量の削減効果として、環境面について検討したものになります。

資料8の一番後ろを見ていただきたいのですが、プラスチック使用製品廃棄物の未回収とプラスチック使用製品廃棄物の回収という形で、CO₂を計算しております。もちろん、プラを分別することによって、焼却炉から出るCO₂は減ります。ただ、プラを分別回収するためにパッカー車が走らなければならない。かつ、そのプラを圧縮する施設、これの電気代も必要になってくる。いろんな側面がございます。そういうのをプラスマイナスしますと、やっぱりプラを分けたほうがCO₂としては5,878トンから4,581トン、ここの差を見ると約1,300トン、CO₂を減らすことができます。

今、芦屋市の焼却炉におきましては2万6,000トンほどの年間のCO₂を出していますので、いわゆる5%ぐらい削減ができます。プラスチックを分別することによって、5%のCO₂が削減できます。

その1ページ前に戻っていただきたいのですが、(参考)プラスチック使用製品廃棄物を資源化処理した場合の事業費(単独費の想定)という形で、プラスチックを分別するに当たって、建てないといけないのが、まずプラスチック分別のための施設。それと、あとはそれを維持管理していく、運営ですね、運営費が必要になってくる。それプラス収集費、パッカー車でプラだけを集めにいかないといけないと。それを計算しますと、20年間で考えますと、約33億4,500万円。施設建設に当たりましては国の補助金等が出るので、芦屋市の実際の負担としましては、31億338万4,000円です。20年間で31億円かかります。1年間に直しますと、約1.5億円。今、プラの状況としましては、このような状況になっております。

プラを分別すると、CO₂が1,300トンほど、5%ほど削減できる。ただし、年間1.5億円ほどかかってくると。それプラス、プラの施設というのは、面積がかなり必要になってきますので、先ほど申しましたように、多面的価値の創出、この面積が大分失われるという形になります。

続きまして、資料9ですね。施設規模、これに関しましては、資源化施設、あとは資源化施設の受入・貯留ヤード、焼却施設、この3つについて、算定しています。

これも同じようにケース1、2を作成しています。プラの分別をやる場合、やらない場合という形ですね。

1ページ目は、資源化施設の規模の算定式、2ページ目は、先ほどの計画処理量を用いて算定を行って、中ほど、15.4トンという形で能力を計算しております。

ちょっと飛びまして、5ページは受入・貯留ヤードの面積になります。

6ページからは、各ごみ別の面積を算定しておりまして、全体で約330平米が必要になります。

7ページ目は焼却施設で、下の表の3ですね、3つ目の欄に計画年間日平均処理量は61.5トン、これに実稼働率・調整稼働率、災害廃棄物への対応として10%を見込んで、能

力としまして91.8トンの焼却炉。今現状としまして115トン、2炉、日量として230トンの焼却炉なんですけれど、計算をしますと、今度の新しい焼却炉に関しましては91.8トンの能力という形になります。かなり小さくコンパクトになります。

9ページ目からは、ケース2として、プラを回収した場合の能力を計算しております。ヤードとしまして、プラの分のヤード、貯留ヤードが必要になってきますので、約380平米、これが追加となって、合計710平米という形になります。焼却施設に関しましては、プラがなくなりますので、能力として88.1トンという形になります。

続きまして、資料10をお願いします。

計画ごみ質、焼却施設の計画に当たっては、年間で、ごみ質が変動するため、計画ごみ質の設定というのは重要になってきます。プラスチック類を多く含んで、水が少なく、発熱量が大きいごみを高質ごみ。水分が多く、厨芥類、いわゆる台所ごみですね、これを多く含んで発熱量が小さいごみを低質ごみ。その平均的なごみを基準ごみとしています。

この設定なんですけれども、これに関しましては、過去6年間のごみ質分析、これによる実績を踏まえて設定しております。これも同じように、プラの分別をやる場合、やらない場合で、ケース1、2という形で計算しております。

2ページのとおりを設定手順がありまして、3ページ以降で算定を行って、結果として、6ページですね、6ページの計画ごみ質としてまとめさせていただいております。

7ページに関しましては、プラを分別した場合、プラを回収した場合のものという形で書いています。

8ページの表4、これは先ほどのケース1の結果を転記したもの、表5に関しましては、ケース2の算定結果になります。

表4の下から2つ目、低位発熱量、これの基準ごみの数値1万1,400KJ/kgは、プラを回収するために、表5のとおり1万600 KJ/kgに減少します。もちろん、プラというのは燃えやすいものという形になりますので、プラを分別しないと、なかなか燃えにくい形になります。だから発熱量が減ってしまいます。よって、焼却によるエネルギー活用予定による発電の量も低下するということですね。

このようなことを8月4日の基本計画検討委員会でいろいろ検討を行いましたけれども、特に大きな変更とか指摘等はありませんでした。今後も継続して検討を深めていくという形になります。

項番6、今後の進め方ですけれども、今年度から令和6年度までの3か年で取りまとめを行う予定としていまして、今年度の主要検討事項は、先ほど言いましたように、プラ、別棟・合棟、焼却方式、この3つという形になります。

あと、こういう審議会で説明させていただくの、明日、芦屋市環境処理センター運営協議会というのがございますので、そこでも同じような説明をさせていただいて、いろいろ御意見をいただくような形になります。

ちょっと長くなって申し訳ないですけれども、説明は以上となります。よろしくお願

します。

(井上会長)

はい、尾川主幹、どうもありがとうございました。資料がね、非常に膨大でございましたけれども、今の御説明に関しまして、皆様方、何か御質問等ございましたら。どうぞ、山口委員。

(山口委員)

すみません。膨大な資料いただきまして。本当に御苦労さまです。大変だったと思います。ちょっと細かいんですけど、基本構想の83ページ。リスク分担の考え方というところなんですけれども、私の住んでいるマンションの修繕担当をしまして、この非常にリスクというのは一生懸命、今、どうしたらいいのか考えていて。1つはここに書いていますように、83ページの括弧欄に、発注者、芦屋市のリスク負担ということで、自然災害に対するリスク、それから建設運営費用増大等って書いてあるんですけども、私たちは、具体的に今いろんな修繕を考えてまして、非常に値上がっているんですよ、今。鉄でもね、ちょっとした鉄を使うと1万円ぽんと値上げを何か言ってきまして、非常に、今、そういうリスクが、大雨もそうなんですけど、増えているんですね。そのために、雨の対策として、私たちは1,000万円使って、今、雨対策を全部しているんですよ。雨が1メートル来ると芦屋市言ってますんで、1メートル来たときどうしたらええのかということで、もう今500万円使って、あと500万円使ってやるんですけど。そういうリスクに対してどう考えるのか、検討を進める必要があると書いてあるんですけど、どんな検討をどう進めるんですか。そこをお願いします。

(事務局 尾川)

これはまだ実際どういう形で発注するのかっていうのが決まっておきませんので、詳しくは実際のところ契約という形になると思うんですけども、基本的には、そのよく今、全国的に行われているのはDBOという形で、業者さんが、そのいろいろ設計から建てる、そこからオペレーション、運営までやっていくというような形がございます。また、PFIという形もございます。そういう形で、基本的に、その包括的に任せるといような形になるのであれば、そのときに契約として、例えば、物価指数が何%以上上がったら、その部分は市が見ますよとか。こういう、例えば、地震とか、津波とか、そういう天災があった場合は、市が見ますよとか。そういうことを、細かい条項に関しましても基本的にはその契約の中で決めて、毎年それを見直していくというような形になると思います。

(井上会長)

いかがですか。

(山口委員)

ということは、基本的に、業者のほうで、基本的な、やり方はいろいろあるんでしょう。そういうのを持ってきて、じゃあ具体的に芦屋市として、どの場合はどういうふうにかぶっていくのかとか、これはもう両方見てくださいますか、そういう話を進めていくということで、いつまでにですか。

(事務局 尾川)

これは、どういう方式でやるのかに関しましては令和6年度までに決めますので、それを決めた上で発注作業に入っていきますので、それによって変わっていきます。だから令和6年度までには、その発注方式ですね、そのDBOでやるのかとか、PFIでやるのかとか、公設公営でやるのかとか、そういうところは決めていくと思います。

(井上会長)

尾川さん、今後、またこの会議でね、いろいろ進捗状況を御説明いただけるということでもいいですか。

(事務局 尾川)

はい、そうです。そのときに忌憚のない意見というか、例えば、もうプラは、私はこうすべきやと思っているとかでもよろしいですし、多面的価値はこういうのがあったらうれしいとか、そういう御意見があると、本当にいろいろなところに生かしますので、ご意見をお願いします。会議の進捗状況に関しましては説明させていただきます。それに対して、いろいろ御意見いただけたら幸いです。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。時間が参りましたので、今日は一応そこまでといたしたいと思います。

続きまして、その他について、事務局から説明をお願いいたします。廣瀬さん。

(事務局 廣瀬)

今回はその他につきましてはございません。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。それでは、議事は終了させていただきます。今後の日程の説明をお願いします。はい、廣瀬さん。

(事務局 廣瀬)

今後の審議会の日程ですが、次回は11月に予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

(井上会長)

それでは以上で、令和4年度第1回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を閉会とさせていただきます。

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。それでは、これで終わります。